

平成23年第11回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成23年11月18日

午後2時39分～午後3時57分

場所：昭島市役所 庁議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、定刻が10分ほど過ぎてしまいましたことをおわび申し上げます。

先ほど、お昼から東町にあります産業サポートスクエア・TAMAというところに視察に行ってみまして、いろいろな施設がありましたので、ゆっくり御説明を受けたりしまして、少々おくれてしまいました。申しわけございませんでした。

それでは、早速、ただいまから平成23年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、委員の皆様には先ほど申しましたように、先ほど視察いたしました産業サポートスクエア・TAMAの視察に対して御意見なり御感想などありましたら、ぜひお聞かせいただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○委員（寺村豊通） 感想ですけれども、東京都が施設をつくったということで、いろいろな機械部分も随分高価なものですとか、一連の設備を整えているみたいですが、もうちょっとコマーシャルして、生徒さんとかを集められたら、もっとうまく活用できるんじゃないかなと感じました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにはいかがでしたでしょうか。

○委員（小林和子） 私も、素晴らしい施設で、それが定員になかなか満たないというようなお話もありまして、もったいないなと思いました。特に、私たちもちょっと勉強になりましたが、中学を卒業して職業訓練というか、手に職をつける技能を身につけることが1年間とか半年とかでできる。しかも授業料も無料というのも結構ありまして、技能を身につけられることができるので、中学の校長先生とか、就職の担当の先生方にぜひ見学していただきたい。やはり今、不登校とか、学校が余り好きじゃない、高校も行きたくないというようなお子さんがもしいたら、あのような施設で、あちらの方もおっしゃっていました。最初入ってきたときと顔つきが変わって、最初突っ張っているような子が1年たって技能を身につけていくと、かえて本当に子どもらしくなるというようなお話でした。やっぱりそういう職に合った子どもさんがきつといるんじゃないかと思うので、ぜひ中学にもっと宣伝していただけたらいいなと思いました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

石川委員、いかがでしたでしょうか。

○委員（石川隆俊） 大体が35歳以下の方を対象にしていますけれども、中には結構年輩の方も、例えばいろんな事務の管理であるとか、そういうところにもやるようなコースもあるようでございます。

○委員（小林和子） 木戸委員、いかがでしたでしょうか。

○教育長（木戸義夫） あそこは都立短大の跡地ということで、一時は民間に売却という
ような話もちよっと出たこともあったと思うんですけども、ああいう施設がで
きて良かったなと感じております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

私も自宅のすぐ近くでありながら、あんな設備があるということは、本当に中
に入ってみるまで全然知りませんでした。

ものづくり教育にとっても力を入れていらっしゃるということで、本当に私は普
通の生活では、ものづくりの細かい専門分野があんなにいろいろな分野があっ
て、いろんな技術があるんだということすら私は余りよく知りませんでしたので、そ
の辺も大いにアピールしていただいて、ものをつくるという、そして形になる、
そして自分がうまくなっていくのが目に見えてわかるという、そういった充実感
みたいなのは、今の子どもたちにとってもすごく大事だと思いますので、ぜひ学
校の先生方にも知っていただければなと思いました。ありがとうございます。

それと、もう一つ、御報告させていただきたいんですが、これは私が先月、東
京都市町村の教育委員連合会の1日視察研修で、有明の東京湾臨海部基幹的広域
防災拠点という、有明の丘公園というところに行ってきました。私だけ行っ
てまいりましたけれども、有明のお台場のすぐ近くですね。非常に広い公園のよ
うになっているところなんですけれども、防災拠点といっても、別に倉庫がある
とか備蓄倉庫があるとか、そういうわけではなくて、実際に大震災のようなこと
があった場合には、この場所にいろいろな荷物を集結させて、ここでいろいろ
仕分けをしてというような、そういった働きをする場所だそうです。

ということで、がらんとしたところですけども、建物の中には、映画に出て
きそうなオペレーションルームとか、大震災があった場合には会議が行われるよ
うなすばらしい会議室みたいなのか、そういうのもあって、非常に勉強になり
ました。

その施設の1階に防災体験ゾーンというところがありまして、実際に、町な
かのショッピングビルのエレベーターの中で震度6か7ぐらいの地震に遭ったと
きにどうなるか、そこからビルを抜け出て、町なかをサバイバルしていくための
体験みたいなのができるというような施設がありまして、それはニンテンドーD
Sというゲーム機がありますね。それを1人1台貸してくれて、それで押してい
くと、次はどこへ行って、そこで問題に答えなさいみたいな、そういうゲーム感
覚でロールプレイングゲームみたいな感じでできるんですね。そして、全問正解
できると、あなたは無事生き残れましたみたいな感じですね。

震災にこういうふうに通ったときに、大事なのは最初の3日間、けがもなく生
き残るということが一番大事なことなんだそうなんです。その3日間が生き残れ
るかどうかというのをこのゲーム機で判断してくれるそうで、間違えると、何か
出てくる画面の答えがぐるぐる巻きみたいになっていたりするらしいんですけれ
ども、そういうところに行ってきました。

2階のほうには、各国の世界のいろいろな防災教育のためのいろんなボードゲ
ームとか、いろんなものが教育ツールみたいなのを展示されていて、非常に防災
教育にはとても面白いところだったので、もしよろしかったらぜひ行ってみてく

ださいませ。学校のほうでも、もしあれでしたらPRしていただければ、子どもたちは結構こういうのは楽しくできるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ちょっと長くなりましたけれども、報告をさせていただきました。

では、続きまして、会議に入りたいと思います。

本日の日程はお手元に配付のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてですが、既に調製を終わり署名も得ておりますので、御了承ください。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります、2番の寺村委員と1番の私、紅林でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） 私の報告と11月、12月の予定につきましてはお手元に御配付させていただいたとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうから1点ですけれども、得意科目と平均所得の関係調査というものが発表されました。これは、同志社大学や京都大学などの研究グループが文系、理系を合わせた大卒就業者約1万人調査を実施し、その結果を発表しました。

数学が得意な人の所得が約620万円と最も高く、2番目は理科が得意な人の約608万円で、数学が得意な人と国語が得意な人とでは約183万円の差があったということでもあります。

理系の就業者約3,200人では、理科4科目の中で、物理が得意な人の所得が約681万円で最も高く、続いて地学の約647万円、化学の約620万円、最も低かったのは生物が得意な人で約549万円とのことです。

同志社大学経済学部八木教授らによると、数学や物理が得意な人の所得が高いのは、論理的な思考能力が仕事の役に立っているだけでなく、理数が得意な人が減少傾向にある中、労働市場での評価が相対的に高まっている可能性があるとの分析をしております。

八木教授らは「理数系科目、特に物理を得意とする者が強い競争力を持ち得ているにもかかわらず、過去30年にわたる学習指導要領の改訂は、学習を促進する内容ではなかった。」と指摘しています。

なお、文系就業者約6,700人、平均年齢で43歳の平均所得が約510万円、理系就業者約3,200人、平均年齢44歳は約637万円と、理系のほうが約127万円高かったそうであります。

ちなみに、得意科目別の平均所得は、数学で約620万円、理科で約608万円、社会で約576万円、英語が約519万円、国語が約437万円で、特に得意科目がないという人が約474万円となっております。調査人数は9,987人で、この平均所得が約552万円、平均年齢は43.0歳であります。

今回は報告事項が特にありませんでしたので、トピックスとして御報告をさせていただきました。

教育委員会の名義使用承認は1件ということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ただいまの教育長の報告について、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

得意科目と収入との関係というような調査があったということですがけれども、何か御感想でも結構ですけれども。

○委員（石川隆俊） そういう調査というのはいろいろありまして、よく我々の収入と、例えば東大の学生が多いとか少ないとかなんとか、そういうのがありますね。だからそういう議論にすると、今度は逆に同志社大学とすれば〇〇大学とどちらが高いとかというのになるかもしれないけれども、そういう調査というのはどういう意味があるかと思えますけれどもね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。

なかなか調査というのは難しいところがありますね。設定の仕方というのは、科目が得意といってもどの程度得意とか、何かが苦手だったからかろうじてこれだけは得意とかというのは、いろいろその辺が難しいところですがけれども。

ほかには何かございませんか。

では、この件につきましては話題提供ということで、次に移りたいと思います。続きまして、日程5、議事に移ります。

議案第29号 平成24年度昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針、議案第30号 昭島市立学校教育課程編成時の留意事項については関連いたしますので、一括して提案をお願いいたします。

○指導主事（松尾 了） 議案第29号及び議案第30号につきまして、御審議のほどをお願いいたします。

初めに、議案第29号 平成24年度昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針について御説明いたします。

本件は、平成24年度昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針を決定し、昭島市立小・中学校の学校教育の推進を図ることを目的とし、内容を決定する必要があるため提案したものでございます。

今回の提案につきましては、昨年度、市民憲章、昭島市教育委員会の目標及び昭島市教育振興基本計画との整合性を持たせて昨年度に全面改定をさせていただきましたものから、若干の変更をいたしました。

変更の部分ですが、豊かな心の醸成におきまして、「教育相談室」と昨年度はなっていたところを「教育相談体制」ということで、文言のほうを改めさせていただきました。この平成24年度昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針の施行につきましては、平成24年4月1日からとなります。

引き続きまして、議案第30号 昭島市立学校の教育課程編成時の留意事項について御説明いたします。

本案件は、平成20年3月に告知されました小学校、中学校の学習指導要領に沿った指導内容を行う上で、来年度平成24年度以降、中学校がこの学習指導要領全

面実施となりますので、学校教育を充実させるために、教育基本法そのほか国の教育関連法令、東京都教育委員会の目標や重要施策、本市の特色等をかんがみまして、平成24年度教育課程編成をより円滑に行うために提案をさせていただいているものでございます。

昨年度と同様に、授業時数等の取り扱いにつきましては、(1)の③におきまして、土曜日における授業について示させていただいております。学校週5日制を踏まえながら各月2日を上限として公開を前提にすることも可能としておりますところは、昨年度と変更はございません。

次に、3番の教育課程編成・実施等に当たって配慮すべき事項についてでございますが、こちらのエにおいて、昨年度の変更点といたしまして下線部に示させていただきました。ICT機器の導入です。こちら各教科においてICT機器を効率的に活用するということをつけ加えさせていただきました。

また、同じく下段のオになります。特別な支援が必要な児童・生徒につきましては、下線部の個別の支援計画、こちらのほうの作成ということを文言として加筆をさせていただきました。

また、もう一点ありまして、次の3ページになります。健やかな体の育成、(3)のところのアのところですが、体力、運動能力の結果を踏まえた指導を行うことと、こちらのほうを加筆をさせていただきまして、平成24年度の教育課程編成時の留意事項として御提案をさせていただければと思います。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ただいま、議案第29号、30号について事務局から説明がありましたけれども、本件に対しての質疑、意見、御要望等何かございますでしょうか。

○委員（小林和子） 平成24年度に各学校において、それぞれの学校の新年度計画を立てるときの指針になる大事なものだと思ひまして、それに対して、こういうふうな教育委員会の基本方針として、4つの確かな学力の定着と豊かな心の醸成、それから健やかな体の育成、輝く未来に向かってということで、それぞれの項目についてきちんと要点を押さえて、学校が具体的に目標を立てやすいような留意事項になっているかなと私は思ひまして、とてもよくまとまっているのではないかなという感想です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○委員（小林和子） ちょっとつけ加えなんですけど、特に、(2)豊かな心の醸成の中で、具体的な項目として、3ページのイにありますけれども、社会性や豊かな人間性をはぐくむ教育の推進に当たっては、児童・生徒の発達段階に応じ体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習を促進することというふうにありますけど、やはりこういう、もちろん基礎学習として机に向かっての学習も大事だと思いますが、それが本当に身につくのはやはり体験的なこととか、子どもがみずから学

びたいという、そういう気持ちを持つことが大事だと思ひまして、こういう体験的な、あるいは問題解決的な学習は大事だと思います。

そのために、集団宿泊活動とか、職場体験とか奉仕体験活動ということもとても大事なことだと思いますが、その最後には、発達段階に合わせた系統的な指導を行うことということで、やはり発達段階に応じてそれぞれの学校の実態に合わせた指導計画を立てていただくように、特に、こういう体験とか宿泊的な活動などによって事故のないように、やはり何があっても、一つの事故とかけがとかがあっけまいますと、やはりそれはすごくマイナスになってまいますので、そういうことのないように、それぞれの学校できちんとそういうところを踏まえた学習になっていくようなことを、計画を立てるときも、また御指摘いただければと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ということで、いろいろ活動がふえると、やはりどうしても事故というか、可能性もなきにしもあらずですので、その辺どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員（石川隆俊） 本当によく書けていて、これ以上書くことはないかと思いますが、学力は頭ですね。豊かな心は心でしょう。あと体でしょう。そうすると、輝く未来というのは前の3つとは少し違ふよね。なぜなんだろうね。それとこれはひょっとすると、未来に向かって支援というか、これは少しこの教育委員会がお手伝ひする、そういう意味なのかな。4つ目は。

○委員長（紅林由紀子） その辺、どうでしょうか。

○指導主事（松尾 了） こちら、輝く未来に向かってということなんですけれども、学習指導要領で示されております生きる力と、こちらの育成ということに合わせてあるもので、最終的には、児童・生徒が義務教育を終えた段階で、自ら問題を解決して、輝く未来に向かって自分で道を開いていくというようなところでの指針でございます。

○委員（石川隆俊） 初めの3つの結果がよく出るようにということですね。

○指導主事（松尾 了） 3つのところを総合していき、最後に生きる力に結びついていき、キャリア教育の支援ということも、今、文部科学省からもお話をいただいているところなんですけど、系統的に生き方を自ら見出し、考えていくと、そういうような力で、3つの力がまとまると、輝く未来に向かっていくということでございます。

○委員長（紅林由紀子） ということでよろしいでしょうか。

その中に、この目標及び基本方針の中に、学校運営への支援という言葉がこの輝く未来に向かっての中に入っているということは、どういうふうには解釈すればよろしいでしょうか。

○指導主事（松尾 了） こちらの学校への支援、輝く未来にというところについてですが、教育基本振興計画のところに、将来を見据えて教育委員会の学校への支援ですね。失礼しました。支援につきましては、県内教育の推進などで、例えば受け入れ事業所の拡大のお知らせをさせていただいている、例えば職場体験などで、そういったところで支援をさせていただいたり、細かいところですよとそういったところですか、あと、環境教育の推進のところなどで、教育委員会としては、例えば東京都の教育委員会と協力しまして、例えば指導資料の提供ですとか、そういったところで振興基本計画とあわせての形で、学校への支援を行ってまいりたいと考えています。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。

○委員（寺村豊通） あくまでも基本方針ですので、余り細かいことを述べるよりも、こういった基本的な内容をきちんと踏まえてやるようにという指針になればいいんじゃないかと思いますので、とてもよくできていると思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。振興基本計画と非常に整合性がとれて、すっきりとてもよくまとめていただいて、ありがとうございます。

こちらの留意事項のほうにつきましては、特に今、小林委員から御意見いただきましたけれども、ほかには何かございませんでしょうか。

ちょっと質問をさせていただいてもよろしいですか。

3番の(1)確かな学力の定着の部分ですね。

今回変更されたオの部分なんですけれども、特別な支援が必要な児童・生徒についての個別指導計画及び個別の支援計画ということで、この個別な支援計画を今回書き加えられたということなんですけれども、この指導計画と個別の支援計画というのはどのように違うのかというのが、すみません、ちょっとわからないので、お願いいたします。

○指導主事（松尾 了） まず初めに、個別の支援計画、こちら個別の教育支援計画と申しまして、特別な支援が必要と思われる児童・生徒について、将来を見据えて、例えばなんです、3年後ですとか5年後、こういう成長を遂げられているといいなというところで、大きな計画を立てていくというような計画でございます。

こちらの教育支援計画のほうにつきましては、学校が作成するというばかりではなくて、ほかの関連機関、例えば医療機関にかかっている児童・生徒であればそういった医療機関からのアドバイスですとか、相談室に相談に行かれている生徒であれば相談室からのアドバイス、そういったところのさまざまな機関と連携して1枚の計画を作成していきます。その後、指導計画なんですけれども、この支援計画をもとにして、個別に次の1年間の間に、では具体的に、例えばこの児童・生徒にはこのように具体的に指導をしていきたいと思いますという形で、約1年間の指導の計画を立てていくものが、こちらの個別の指導計画ということになりま

す。

あくまでもこちらイメージなんですけど、教育課程の留意事項というところで、昭島市の例えば教育の基本方針というところがこの支援計画に当たるものでして、各学校からいただきます教育課程、こちらが指導計画というような形で、イメージ的には御理解いただけるかと思います。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。支援計画が先にあっての個別の指導計画になっていくというようなイメージだというふうにとらえればよろしいですね。わかりました。よく理解できました。ありがとうございました。

あともう一点、ICT機器という部分なんですけれども、これは中身云々の問題ではなく、ICT機器についてちょっとお伺いしたいんですけれども、効果的に活用することということで、先日もちょっと学校訪問とかさせていただいた際にも、ICT機器を使って授業をやっていると、子どもたちが非常にその部分は集中して、わーみたいな形で特に集中して注目したりとかして、こういうことなのかなというふうにし少し理解できたような気もするんですけれども、実際の設置状況としまして、今学校に大体、平均的に1学校にどういうものがどの程度のレベルに設置されているというふうにご理解しておけば、学校によって結構差がありますか。その辺はいかがでしょうか。

○指導主事（松尾 了） 各学校に、まず電子黒板、こちらのほうが配備されております。小学校には全校配備をされております。あと、プロジェクターもしくは実物投影機、こういったものが各学校には配置をされております。こういった機器を小学校では中心に使っていただきまして、ICTを含めた教育のほうを推進していただいております。

中学校ですが、大型のテレビ、こういったものを各学年たしか3台ずつ、大きな液晶画面のテレビを御準備いただいております。これはキャスターがついてまして、キャスターをつけていただいたんですけれども、各教室に持ち運びができるような形になっておりまして、大画面で映像教材を写し出すことができるというような形になっております。

あとは、各学校にももちろんコンピュータ室がありまして、技術ですとか調べ学習において、こういったICT機器、コンピュータなどを活用させていただいております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

電子黒板とかプロジェクターというのはどれぐらいの、学年に1台とか、どれぐらいのイメージなんですか。

○庶務課長（丹羽 孝） 小学校ですが、大型テレビは、1フロアに1台を置いてあります。それで電子黒板につきましては、当初は、1校1台の設置であります。大型テレビに電子黒板のキットをつければ、電子黒板として利用できます。キットは、15万円ぐらいするのですが、キットをつけると電子黒板に変わることを想定して大型テレビを購入しております。学校ごとに違いますが、ICTを推進している

学校については、大型テレビに電子黒板キットをつけまして、電子黒板として利用しています。

また、そのキットだけ購入すれば、プロジェクターで投影したのも電子黒板と同様な機能をもつこともできます。ですから、電子黒板のキットを買くと、黒板に触れる音が出たりするようになります。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。すみません、細かく聞きまして申しわけありません。

と申しますのは、効果的に活用することといいましても、やっぱり余り台数がないと、結局使いたいときに使えないみたいな、そうすると、そういう制約を受けながら使うことを考えると、効果的に授業を組み立てるのも、先生方もそれはそれで、その機械を何時限はどっちに持っていかみたい、そういった調整もしなければいけないのかなという気もしまして、ちょっとそれでお伺いしたかったです。

ということで、これは今後ふえるという可能性は、活用の状況によってはふやしていくということもあり得るのでしょうか。

○庶務課長（丹羽 孝） それにつきましては、今財政が非常に厳しい財政で、もちろん学校の要望とあと利用状況等をおかんがみまして、どんどんこれから進めていく方向だと思うんですが、何しろちょっと今財政状況がよくないものですから。この前行かれた拝島第三小学校のことだと思うんですが、機器が足りないというようなことも私も聞いております。電子黒板は40万円ぐらいしてしまうものですから、なかなか簡単に購入とはいきません。この前の入れた経緯は、あれはたまたま補助金がついて一気に購入した経緯がございまして、市の全額負担で買うのもなかなか難しい状況です。今後は、利用状況を見ながら、当然要望があれば、どんどん入れていかなければいけないものとは思っております。

○委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

（「結構です」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） すみません、ちょっと長くなってしまいましたけれども、こちらは議事でございますので、お諮りしたいと思います。

こちらの議案第29号 平成24年度昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針、それと議案第30号 昭島市立学校の教育課程編成時の留意事項について、こちらの2件については、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、御異議なしと認め、議案第29号、30号は原案どおりに決しました。

それでは、議案の審議が終わりましたので、続きまして、協議事項に移ります。

協議事項1 昭島市都市公園条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長（石川千尋） それでは、昭島市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

昭和公園陸上競技場フィールド内の人工芝化に伴い、使用料の額を改定するとともに、あわせて規定を整備するものでございます。

人工芝化の工事は、先週月曜日から工期は来年3月いっぱいということで始まっております。今回の条例改正のポイントにつきましては、去年、昭島市民球場を整備したときの例にならい、陸上競技場の使用料の区分を市内及び市外の2区分とし、市内については額を据え置き、市外については額を2倍に引き上げるといこと。サッカーその他の球技を半面で利用する場合は、使用料の額の2分の1とするということでございます。

それでは、改正の内容を御説明いたします。

恐れ入りますが、昭島市都市公園条例新旧対照表をごらんください。

陸上競技場を使用する場合の使用料を、新たに市内団体が利用する場合と市外団体が利用する場合の使用料につきまして区分を設け、これまで2時間以内7,500円、半日1万2,500円、1日2万5,000円としていたものを、市内団体は据え置きとし、市外団体については額を2倍に引き上げるとするものです。

同じように、サッカーその他の球技で利用する場合は、これまで2時間以内2,500円、半日5,000円、1日1万円としていたものを、市内団体は据え置きとし、市外団体については額を2倍に引き上げるといたしました。

次に備考についてですが、陸上競技場をサッカーその他の球技で半面を利用する場合の使用料の額は、全面を利用するときの使用料の額の2分の1といたしました。

次に、議案に戻ります。

附則につきましては、第1項で、本条例の施行期日を平成24年3月1日とし、第2項で、この規定は4月1日以後の利用に係る使用料について適用すると定めるものでございます。

以上、よろしく御願いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、何か質問、御意見ございますでしょうか。人工芝化に伴って、市外の利用者については倍額というようなことですね。

○委員（小林和子） ちょっとお伺いします。陸上競技場につきまして、市外の団体ってどれくらいの割合で借りているのでしょうか。

○スポーツ振興課長（石川千尋） 有料分では市内と市外、半分半分というふうに理解しています。

○委員（小林和子） 市外に借りられる方、雨の日は別として、ほとんど毎日のように使われて借りられるのでしょうか。借りていらっしゃるのでしょうか。

- スポーツ振興課長（石川千尋） 利用状況でございますけれども、土日はほぼ朝から夕方までいっぱいです。平日についても時間によってあいている時間がありますけれども、大体多く利用させていただいております。このような状況でございます。
- 委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。
ほかには。
- 委員（寺村豊通） 今まで野球場は市内、市外となっていたんですけれども、陸上競技場は今回からやるということですね。
- スポーツ振興課長（石川千尋） そのとおりでございます。
- 委員（寺村豊通） 市外から特に倍にしないでくれとか、そういった苦情みたいなものはないんでしょうか。
- スポーツ振興課長（石川千尋） 特にございません。
- 委員（石川隆俊） 算定の根拠がわかりませんが、大体それは当然のことながら、当市に便宜を図るのは当たり前だと思いますけれども、例えば、他の市が3倍のところがあるとか、そういう点だけちょっと考えておくほうがいいと思いますけれども。他の市との比較で、余り極端に高くてもいけないし安くてもいけないしと。その辺だけきちっとすれば当然だと思います。
- 委員長（紅林由紀子） その辺は他市のこういった競技場の使用料の市内、市外の倍率みたいなのはどんな感じなんでしょうか。
- スポーツ振興課長（石川千尋） 例えば、昭島市昭和公園の陸上競技場が2万3,873平米、2万3,000平米でございます。陸上競技場は立川市が2万536平米なんですね。それで、立川市の陸上競技場ですが、午前が8,000円、午後が1万円、全日が1万8,000円、市外が倍です。八王子の戸吹サッカー場がことし4月にオープンしたんですけれども、そこが7,140平米、昭島市が今回整備するのが7,171平米ですけれども、戸吹サッカー場が2時間で5,000円、半面で2,500円という状況で、陸上競技場は昭島市のほうが高い。サッカー場は昭島市のほうが安いと、こんな状況かなと思っています。
- 委員（石川隆俊） 概ね妥当な使用料ですね。
- 委員長（紅林由紀子） ほかによろしいでしょうか。
では、よろしく申し上げます。
それでは、以上で協議事項1を終わります。
協議事項はこれだけですので、続きまして、報告事項に入らせていただきます。
報告事項1、平成23年度昭島市一般会計第5号補正予算（案）教育委員会関連

について説明をお願いします。

○庶務課長（丹羽 孝） 報告事項の1 平成23年度昭島市一般会計第5号補正予算（案）、教育委員会関係について御報告をいたします。

この第5号補正予算につきましては、平成23年11月30日から12月15日まで開催を予定しております平成23年第4回昭島市議会定例会に提案を予定しているものでございます。

今回の補正内容でございますが、庶務課では、成隣小学校で除湿温度保持機能復旧工事を平成23年度と平成24年度の2カ年にまたがって行うことになり、工事費の1億6,400万円余を2年の継続費、2年にかかるものですから、2年の継続費で、また、工事管理委託費427万円を平成24年度までの債務負担行為として補正をさせていただいております。この債務負担行為というのが、2カ年にまたがれば継続費になるんですが、工事管理委託費は終わったときにお金を払うのが一般的なもので、平成23年度には支払いがございません。それで平成24年度には当然支払いがありますが、契約は、23年度に工事と一緒に契約委託しますので、平成24年度に完了したときにお金を払って、平成23年はないとなりますと、役所的にはこういう債務負担行為を組んで契約をするということで、このような形をとらせていただいております。

そのことにより、歳入では防衛省からの補助金を平成23年度に2,404万1,000円を計上しております。そのほかは、拝島中学校の校庭整備工事等が終了したため、450万円の不用額を減額いたしました。

また、国体準備担当では、スポーツ祭東京2013の契約運動を行うため、69万円を実行委員会へ負担金として支出し、その啓発活動の5分の4が東京都へ補助金として見込めるため、歳入では55万2,000円を計上しております。

歳入合計で2,459万円3,000円の増額、歳出合計では4,419万8,000円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

成隣小の工事の補助金については、これは平成23年、24年、引き続いての工事ですけれども、補助金については平成23年だけ出るというものなんですか。

○庶務課長（丹羽 孝） 平成24年も出ます。平成23年は2割、平成24年は8割を予定しております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、特にこちらはよろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、質問や御意見もないようですので、この件はこれで終わりにしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告事項2 教育委員と市立小中学校長との教育懇談会について説明をお願いいたします。

○指導主事（松尾 了） 教育委員会委員と市立小中学校長との懇談会について御報告いたします。

こちらの懇談会の実施日時ですが、平成24年1月19日午後3時30分から昭島市市民交流センター3階の会議室にて行われる予定です。懇談会の目的といたしましては、教育委員の皆様と市内各学校の校長が教育上の課題について意見を交換し合うとともに、学力向上や健全育成等に関する各校の取り組みについて情報共有を行うことにより、今後の教育行政、学校教育の改善に資することを目的として、行われます。

なお、懇談につきましては、グループ別に懇談を行っていただければということとして、その際に、今年度はテーマをちょっと考えさせていただきました。今年度は学校における安全教育的な仕組みというテーマを中心にしていただいて懇談いただきますと幸いです。

委員の皆様、よろしくをお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

教育委員と市立小中学校長との懇談会、来年1月ということですがけれども、この件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですね。

○委員（石川隆俊） 委員会の後ですね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。ではよろしくお願ひします。

それでは、報告事項3 昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画（案）に関するパブリックコメントについて説明をお願いいたします。

○社会教育課長（片岡国幹） 報告事項3 昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画（案）に関するパブリックコメントについて御報告申し上げます。

パブリックコメントの実施要領並びに昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画（案）をごらんください。

基本方針・基本計画は、本年5月に立ち上げました昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会により御検討いただいたものにつきまして、パブリックコメントを実施するものです。パブリックコメントは、昭島市パブリックコメント手続指針に基づき実施するものでございます。意見募集の対象は昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画（案）でございます。

指針では、期間を30日以上としておりますので、今回12月1日から募集を開始いたします。期間の終わりを、年末年始ということをご考慮いたしまして、1月10日といたします。資料は本市のホームページからダウンロードしていただくほか、市役所、本市庁舎を初めとする各施設に御用意いたします。また、郵送での送付についても対応いたします。

提出方法でございますけれども、持参していただくほか郵送、ファクス、電

子メールでお受けいたします。

期間内にいただいた御意見を集約し、結果を公表するとともに、検討委員会に報告をし、取りまとめをしていくということです。取りまとめたものにつきましては、来年になりますけれども、教育委員会のほうにも改めて御報告をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

この件について広く市民の皆様にお知らせする方法はどういったことがありますか。パブリックコメントを求めますといったことについては。

○社会教育課長（片岡国幹） こちらにつきましては、12月1日号の広報にてお知らせをするほか、ホームページ等を使っております。それから、先ほど申しあげましたように、資料を各会館の施設に置きますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

○委員（木戸義夫） 確認を。1ページの3の入手方法の（1）、このアドレスがありますよね。「1050 p u b c o m」、これはパブコメなんだけれども、その後の「p k o m e」でいいのですか。よければいいんですけども、ちょっと確認だけ。「c」じゃなくていいのかということ。大丈夫ですか。

○社会教育課長（片岡国幹） 確認をしているつもりでありますけれども、再度確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） よろしくお願いたします。ほかにはよろしいでしょうか。

○委員（寺村豊通） 今、パブリックコメントを求めているんですけども、複合施設の完成時期というのはいつごろというような予定は立っているんですか。

○社会教育課長（片岡国幹） ここで基本方針・基本計画ということで、パブリックコメントの意見をいただくわけですけども、これで今年度中に基本方針・基本計画についてはまとめていきたいと思っております。これに基づきまして、その後の実質的な設計ですとか詳細に入りますので、完成につきましては平成28年度か29年度ぐらいの時期にならうかというふうに現時点では考えています。

○委員長（紅林由紀子） そういったことは、公にはされないんですねというか、その辺が、パブリックコメントの募集が出ると、もうすぐ建つのかなみたいなイメージにとらえる方も、ホームページとかを見ていらっしゃるかなとちょっと一市民として思ったりしてしまうんですが、そういったことについてはつまびらかに出さないでということですよ。

○社会教育課長（片岡国幹）　今回、パブリックコメントということでございますので、この実施要領に従った部分での情報提供ということにとどめさせていただきたいと思えます。

○委員長（紅林由紀子）　わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、ほかには何かございますでしょうか。

それでは、また、パブリックコメントが出た後にはまた御報告いただけるということですね。ではまたそのようにお願いいたします。

それでは、この件は以上でよろしいでしょうか。

それでは、報告事項3を終わりたいと思えます。

続きまして、報告事項4　昭島市子ども読書活動推進計画庁内連絡会議要項の一部を改正する要項について、説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田　勇）　報告事項4　昭島市子ども読書活動推進計画庁内連絡会議要項の一部を改正する要項につきまして、御報告させていただきます。

市民図書館では、平成21年7月から同要項に基づき、昭島市子ども読書活動推進計画庁内検討連絡会を設置し、子ども読書活動推進計画の推進を図っております。平成23年4月の市民図書館の組織の見直しにより、地域図書担当主査が廃止され、地域図書に関する業務が市民図書館貸出係に移行されました。これに伴い、地域図書担当主査にかえ、市民図書館貸出係長を委員に委嘱するため、要項の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。別表第3条関係の11項、市民図書館主査、地域図書担当主査を市民図書館貸出係長に改めるものです。

また、附則におきましては、本要項の実施日を平成23年11月18日といたしております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくをお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子）　ありがとうございました。

本件につきまして、何か御質問や御意見がございますでしょうか。

これは、分館の業務が民間委託されたことにより、それまでかかわっていた主査の廃止によって、貸出係長に変更するというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○市民図書館長（太田　勇）　4月1日に、委員長のご発言のとおり、分館分室が民間委託されました。それと同時に分館分室を担当しておりました主査の職務を市民図書館貸出係に移行したものでございます。

○委員長（紅林由紀子）　ありがとうございました。

このことについて、このとおりで全く結構だと思います。民間委託したことで分館に訪れる人々の声をこういった会議にも吸い上げていただくような、そういったようなルートというか、貸出係長が多分その仕事をなさっていらっしゃると思うんですけれども、そういった、なかなか市民図書館のほうまで来られない、

分館のほうによく来るようなお子さんたちの様子や声も吸い上げていただけるようにどうぞお願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、この件は終わりにしたいと思います。

それでは、続きまして、報告事項5 平成23年度文教委員会行政視察について、説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項5 平成23年度文教委員会行政視察につきまして御報告させていただきます。

10月19日から21日までの3日間、図書館行政について調査する文教委員会行政視察に同行し、奈良県立図書情報館、滋賀県立図書館、岡崎市立中央図書館を訪問しました。3館とも説明を受けた後、館内を案内していただきました。

初日は奈良県立図書情報館を訪問しました。館内はお手元の資料の施設の概要に記載しましたとおり、延べ床面積が1万2,000平米のため、ゆったりしていて、閉架書庫は日本ファイリングの自動書庫が導入されておりました。特徴として、情報資料、国際交流資料、視聴覚資料、新聞などを開架しているほか、インターネットの利用可能なパソコンを設置した席やLANポートを設置した席も準備し、さまざまなニーズに応じておりました。また、個室、グループ研究室などを準備し、さまざまなニーズに応えられるようになっており、さらに最大220人が利用できる会議室で、AV機器等もそろえ、講演会、発表会や研修会に利用可能となっております。

2日目は滋賀県立図書館を訪問しました。平成23年度の組織目標を、県内の公立図書館全体の利用を増やし、目標指数を、県民1人が年間に借りる図書の冊数を10冊としておりました。図書資料購入費を確保するため、休館日を週2日に増やし、特に児童書新刊全点の収集を図っておりました。このような取り組みにより、県立を含めた県民1人当たりの貸出冊数が全国1位となっております。

3日目は、岡崎市立中央図書館を訪問しました。この図書館は単独館ではなく、複合施設の中に設置されておりました。岡崎市図書館交流プラザの建設地は、岡崎城の城郭の一部である外堀があったところで、低層の建物と野外に一体感があり、読書の森、公園、河川とのつながりが重視され、施設全体として公園のようなイメージが生み出されておりました。図書館交流プラザは、市民が和やかに談笑し、さまざまな情報交換する場所となっており、多くの市民が来館しておりました。閉架書庫には日本ファイリングの自動書庫が導入されておりました。

以上よろしくようお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございました。

図書館を3館視察されていらっしゃるということですのでけれども、この件につきまして、何か御質問、御意見がございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） 1人が何冊本を借りたかということになると、もちろん統計をとるには大図書館を中心にやっているんでしょうけれども、例えば県立もあれば国立もあればさまざま、あるいは市立もあって、どういうところをもって計るんです

か。東京都が例えば1人当たり8.91冊と。

○市民図書館長（太田 勇） 県立図書館と市町村の図書館の貸し出し冊数の合計を総県民数で割ったものが全国1位となっております。

○委員（石川隆俊） いずれにしても、県と市町村とか、県が関係している図書館の総計で言っているわけですよね。全部調べて、県民の人数で割ってということですよね。

○市民図書館長（太田 勇） そのとおりでございます。

○委員（石川隆俊） 多分子どもは入らないだろうから、何歳以上の人を対象とする方法で計算するのでしょうか。

○委員長（紅林由紀子） 県民という場合は、それは子どもも含めた人数、例えば昭島市民の場合は、子どもも含めた人数で割るということですよね。

○市民図書館長（太田 勇） そのとおりでございます。

○委員長（紅林由紀子） だそうです。

○委員（石川隆俊） 読まない赤ん坊も入る。

○委員長（紅林由紀子） もちろん。これは実際に読んでいるかどうかは別として、数字としてこういうふうに出るということなわけですよね。それにしても、全国1位というのは本当に素晴らしいことだと思うんですけども、先ほどの児童書の新刊全点とか、素晴らしい取り組みだと思いますけれども、ほかに全国1位となっている具体的な取り組みとして、素晴らしいと思ったようなことが何かございましたでしょうか。なかなか全国1位というのは簡単になれるものではないというふうに思いますけれども。

○生涯学習部長（伊東一彦） 私も行政視察に同行させていただきました。内容は只今、図書館長が申し上げたとおりですが、県立図書館と市立図書館では規模や対象者等違いますので、比較はなかなか難しいところですが、各図書館共、来館者を増やす努力をされてきました。ただ本を貸し出すだけでなく、各図書館で様々なイベントを実施していました。たとえば、図書館で健康相談をやって、それに関連した本を置いて置く、あるいは落語をして、その関連の本とか、その時代背景の本置くなど、本に関心を持ってもらう努力をされてきました。また、講演とか映画会とかいろんな形でイベントを実施し、とりあえず図書館に来ていただくことが重要であり、それから本の楽しさを肌で感じてもらうことが大切であるとお聞きし、昭島市でも参考になりましたし、素晴らしいことだなと思いました。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） なるほど。ありがとうございます。確かにそうですね。本読め、本読めばかり言わないで、それに関心を持って本が読みたくなるような出来事を何かつくってあげるというのも素晴らしいことですね。そういったイベントが企画できると、本当に素晴らしいなというふうに思います。

ほかには。

○委員（小林和子） 今のに関連するんですが、この岡崎市立中央図書館などを見ても、単なる図書館じゃなくていろいろな機能を備えてということで、今度、昭島市に複合施設ができますから、その辺、こういう岡崎市立だけでなく、奈良県の図書館とか滋賀県のとか、いろいろな図書館をご覧になって、是非そういうところの良いところを昭島市の図書館に取り入れていただきたい。また、今の話でいろいろな催し物をして、市民の足がそちらに向くようにというようなこともありましたから、そういう場所もつくっていただいて、市民がより親しみ、図書に余り縁のない人も図書館に足が向くような、複合施設に足が向くような、そんな親しみのある施設にさせていただけると良いと思います。

○委員（寺村豊通） この視察に行った図書館というのは、やっぱり図書館の利用を考えて最近新しくできたとか、造ったとかという、そういう施設なんですか。それとももう古くからある施設なのか。

○市民図書館長（太田 勇） 岡崎市立中央図書館は平成20年11月1日に開館しております。奈良県立図書館は平成17年11月3日に開館しております。滋賀県立図書館は平成2年に改修工事を行っております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

また、是非良い情報を生かしていただければというふうに思います。

では、この件につきましては、以上で終わりたいと思います。

それでは、続きまして、報告事項6 昭島市民会館・公民館大規模改修工事に伴う休館について、説明をお願いします。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 市民会館・公民館大規模改修工事に伴う休館について御報告申し上げます。

市民会館・公民館は、昭和57年の開館以来29年経過する中、財政状況を勘案しつつ、何度か一部改修を行ってまいりましたが、建物、設備等が劣化し、部品等については既に同じ物が製造中止となっているような状況にあることなどから、実施計画に基づき、平成24年度、平成25年度にかけまして大規模改修工事を予定しております。

この改修工事につきましては、平成24年度に耐震診断を実施し、その結果を含めた設計委託を今年度から来年度にかけて行う予定でおります。

平成24年度、25年度に予定しております大規模改修工事の内容につきましては、市民会館の一部耐震補強工事を含む大ホール設備改修、公民館空調設備及び市民

会館・公民館トイレの改修、給排水設備改修等を予定しております。

この改修工事の期間はおおむね9カ月間を要し、この間は市民会館・公民館を利用できないため、休館するものでございます。

市民会館大ホールの利用申請につきましては、利用日の1年前から受け付けておりますので、この時期に休館の措置をする必要があることから、御報告するものでございます。

なお、公民館につきましては、最も早い予約で小ホールの利用申請が5カ月前からとなっておりますが、公民館においても改修工事に伴う休館が予定されているとして公表するものです。

市民の皆さんへの周知につきましては、12月15日号の広報及び市のホームページに掲載いたします。また、市民会館を例年利用されている関係団体及び公民館利用者団体へのお知らせ、または集会などでの報告、施設掲示板等への掲示などを考えております。

なお、この大規模改修工事につきましては、防衛の補助を予定しておりますが、防衛側の事務のおくれから、繰越明許となっております。この工事に係る今年度の設計委託が現在開始されていないため、工期日程が確定できていない状況にあることなどから、今回の工事においては、この工事期間及び工事内容については変更となる可能性もありますので、それに伴い、休館期間も変更となる場合には、適切な時期に市民の皆さんへ周知したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

市民会館・公民館の大規模改修工事に伴う休館ということですがけれども、この件について、何か御質問や御意見いかがでしょうか。

○委員（寺村豊通） 市民会館で青少年云々とかいろんな催しをやっていますよね。ああいったのは、この年度のときにはどういうふうな形にするのかというのは、もうプランがあるんでしょうか。

○指導主事（松尾 了） そうですね。場所を変えて実施の方向でと現在は考えております。ただ、その場所についてはまだ検討中というところがございますが、例えば特別支援学級の合同発表会、昨年度から市民ホールをお借りしまして行っておりますが、こちらについては、この年度のみどこかの学校のほうをお借りしてという形になるかと思えます。現在予定ですので、まだはっきりとしておりませんが、別の場所で実施の予定ということを考えています。

○委員（寺村豊通） 立川も似たような時期に立川アミューでしたか、改修工事がありませんよね。近隣のそういったのも、大体同じような時期に来ているのかなと思えますが。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 立川市民会館につきましても、同じように1月からということで、1年ぐらいということですよ。

本市の市民会館・公民館改修工事につきましては、当初の予定では、平成24年8月ごろから年度末までの工事を予定しておりました。しかしながら、5億円を超える工事となることから、防衛側から平成24年度、25年度の2カ年での補助にしてほしい旨の依頼がありました。また、今年度予定しております工事に係る設計委託の防衛補助の内定が、先ほど御説明申し上げましたとおり、現在出ていないことから、設計委託に要する期間を考慮いたしますと、立川市民会館の改修工事と同時期とせざるを得ない状況となりました。利用者の皆様には大変御迷惑をおかけすることとなりますが、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。というようなことでございますが、よろしいでしょうか。

ではまた助成等大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で報告事項1から6までの説明が終わりました。

報告事項7から9につきましては、資料配付のみとなっておりますけれども、事務局への質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

報告事項7は昭島市教育委員会関係行事予定ということですね。8は平成23年度昭島市学校給食費会計上半期報告について、9については昭島市公民館主催講座について、この3点ですけれども、何かございますでしょうか。

○委員（寺村豊通） 教育委員会の日程なんですけれども、3月まで出ているんですけれども、4月の入学式の日程がわかっていたら教えていただきたいんですけれども。

○委員長（紅林由紀子） もし今じゃなければ、後でもよろしいですよ。

では、後ほど、よろしくお願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、続きまして、その他の事項について、事務局から何かございますでしょうか。

○主幹（国体準備担当）（武藤 茂） 本日、皆様のお手元に国体の啓発物品ということでクリアファイルの中に入れてボールペンやティッシュ等を配布させていただきました。これは東京都と昭島市の実行委員会がそれぞれ作成したものです。昭島市ではボールペンとティッシュ、その他につきましては東京都が作成したものです。これらは市の行事等で市民への周知ということで配布しております。先日行われた産業祭を初め青少年フェスティバル等でも配布をさせていただきました。このほかにも、啓発物品として、市民球場の前の都道にフラッグや市民球場の周辺に横断幕、のぼり旗等作成して、啓発活動を行っております。

また、啓発として、市のホームページに国体の専門ページを作成しておりますので、お時間がありましたらご覧いただきたいと思っております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。スポーツ祭東京ということですが、この点、よろしいでしょうか。

先日の産業祭でブースを展示されていらっしゃいましたけれども、反応等何か

ありましたら、いかがでしたでしょうか。

○主幹（国体準備担当）（武藤 茂） 東京都が作成しております「ゆりーと」の着ぐるみを借用いたしまして、産業祭りや青少年フェスティバルに出場というか、出演しましたけれど、やっぱり小さなお子様には大変人気がありまして、国体をピーアールするにはかなり効果的なものという印象は持ちました。

また、国体の関係者が市内にも沢山いらっしゃって、昭島市は軟式野球競技でございますが、それ以外の競技の関係者もいるということが、お話を聞いた中でわかりました。今後そのような方々にも何らかの形で携わっていただければと思っております。

○委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございました。
それでは、ほかに何かございますでしょうか。

○市民図書館長（太田 勇） 平成23年度文部科学大臣表彰受賞につきまして、ご報告させていただきます。

この10月29日に実施されました表彰式で、子どもの読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰を昭島市民図書館が受賞しました。平成14年度から優れた実践を行っている学校図書館、団体、個人の方を顕彰するために行われております。昭島市民図書館の受賞理由は、中学高校生の読書フォーラムを初めとする市民図書館の子どもの読書活動推進事業の取り組みが子どもの読書活動を行う意欲を高める活動と認められたものでございます。

表彰状を持参させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） 大変おめでとうございます。ぜひ大々的にアピールしていただいて、図書館にも是非飾っていただいて、アピールしていただければというふうに思います。

○市民図書館長（太田 勇） この表彰状ではなく、市民図書館1階に複製品を掲げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） どうもおめでとうございます。
それでは、ほかに何かございますか。

それでは、ないようですので、最後に、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 次回の教育委員会の日程でございますが、日時が12月22日木曜日午後2時30分から、場所は301会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） 次回は12月22日、301会議室で2時半からということでござい

ます。

ほかにはよろしいですね。

それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、第11回定例会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでございました。

平成 年 月 日

署名委員

1 番 委 員

2 番 委 員

調整担当